

# ○町田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年4月1日

施行

いきいき生活部高齢者支援課

改正 2012年4月1日

2015年4月1日

2023年4月1日

2025年5月15日

注 2012年4月以降の改正沿革のみ登載

## 第1 設置

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第2項の規定に基づき設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、町田市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

## 第2 役割

- 1 運営協議会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。
  - （1）センターの設置、変更及び廃止に関すること。
  - （2）センターの業務の委託に関すること。
  - （3）センターの職員の配置基準に関すること。
  - （4）センターの業務に係る方針に関すること。
  - （5）センターの運営、事業内容等の評価に関すること。
  - （6）センターの職員の確保に関すること。
  - （7）地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築等に関すること。
  - （8）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### 第3 組織

- 1 運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 介護保険の被保険者 2人以内
  - (2) 介護サービス及び介護予防サービスの事業者 2人以内
  - (3) 地域における保健・医療・福祉関係者 3人以内
  - (4) 学識経験者 3人以内

### 第4 委員の任期

委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第5 会長

- 1 運営協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### 第6 会議

- 1 運営協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、運営協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### 第7 庶務

運営協議会の庶務は、いきいき生活部高齢者支援課において処理する。

### 第8 委任

この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、２０１０年４月１日から施行する。ただし、改正後の第１及び第２第  
１項第１号ウの規定は、２００９年５月１日から適用する。

附 則

この要綱は、２０１２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、２０１５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、２０２３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、２０２５年５月１５日から適用する。